



一般社団法人 日本チアダンス協会 様

(平成25年/2013年に当協会の会員になりました)

チアダンスは、チアリーディングから派生した芸術性の高い表現スポーツで、子供から大人まで幅広く年代に合った楽しみ方ができます。

日本チアダンス協会/JCDA様は、2001年の第1回全国チアダンス選手権大会開催を機に、チアダンスの普及啓発、技術向上、国際交流を行う団体として発足されました。

チアダンスの魅力をより多くの方に普及するため、全国各地での競技大会やイベント開催を始め、公認インストラクターの育成、技術講習会や指導者向けのライセンスコースの開催など、多岐にわたる活動をされています。



Cheer Dance Festival 開催のご案内

開催日時：2024年8月3日（土）、4日（日）

10:30～16:00（予定）

開催場所：イクスピアリ（千葉県浦安市舞浜）

見学はフリー（無料）ですのでぜひご覧ください

2024 IKSPIARI

Cheer Dance Festival

活動理念：3つのスピリット

**チア
スピリット**
常に笑顔で人を
応援し元気づける

**ポジティブ
スピリット**
何事にも前向きな
気持ちで取り組む

**ボランティア
スピリット**
思いやりの心を持ち
社会に貢献する



<https://jcda.jp/>

◆障害者法定雇用率の変更について

民間企業の障害者法定雇用率は、令和6年4月より**2.5%**となっています。従業員を40人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

また、特定の業種には一定の労働者数を控除できる「除外率」が設定されていますが、これは段階的に引き下げられることが決まっています、令和7年4月からは、一律10ポイントが引き下げられます。
(建設業の除外率は10%)。

雇用が100人を超える事業主様は、未達人数に応じて納付金を修めることとなります。現状を今一度ご確認の上、必要な準備をお願いします。

厚労省の関連ページはこちらから →



育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 令和7年4月改正について

掲題の件、令和7年4月1日（※）より改正されます。早めの対応をご計画ください。

※ I：①・⑤は交付日（令和6年5月31日）から起算して1年6月以内において政令で定める日

I：育児・介護休業法の改正ポイント

- ①3歳以上、小学就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置、及び個別の周知、意向確認の措置の義務化
- ②所定外労働の制限対象を、小学就学前の子を養育する労働者に拡大
- ③3歳に満たない子を養育する労働者が、テレワークを選択できるようにする措置を講ずることが努力義務化
- ④子の看護休暇見直し、小学校3年生終了までに延長、取得事由に入園（入学）式、卒園式を追加、労使協定による除外は週の所定労働日数2日以下のみ
- ⑤妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が義務化
- ⑥育児休業所得状況の公表義務が、300人超の企業に拡大
- ⑦介護離職防止のための個別周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が義務化

II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

- ①法律の有効期限が令和17年3月31日まで延長（R6年5月31日より施行）
- ②育児休業所得等に関する状況把握・数値目標設定が義務化（従業員数100人超企業）

厚労省関連ページ
はこちらから→



算定基礎届の提出をお忘れなく

年金等の標準報酬月額決定のための「算定基礎届」の提出は、**7月1日～10日**となります。7月1日現在の被保険者の方（※1）は、すべて記載する必要があります。

※1…5/31までに資格を取得、7/1以降に退職、休職（育児・介護休業含む）中、欠勤中の被保険者の方

弊社（みさき）に業務委託を頂いているお客様には、6月支給の給与が確定されましたら、速やかに**4か月分（3月度支給～6月度支給分）の賃金台帳**を、メール等で弊社宛てお送り頂きますようお願い申し上げます。

（4月に固定給を変更されている場合、随時改定（7月改定）の対象となり得るため、4か月分の提出をお願いしております。※2）

※2…4月を除く月で固定給を変更された場合も、随時改定の対象となることがございます



協会よりご連絡

日本年金機構の関連ページはこちらから→

一人親方、芸能関係従事者の方向けの「労働保険特別加入」を進めております。お近くに個人で事業をされている方がいらっしゃいましたら、当協会までお声がけくださいませ。

社会保険労務士法人みさき 東京労働福祉協会

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-6 町田ビル2階

TEL: 03-3261-1167 (0156) FAX: 03-3261-0157

E-mail: info@trfk.jp URL: https://www.misaki-romu.com

